

論 説

中国の最もデタラメな判決

田 中 信 行

はじめに

- I. 百億元鉱山争奪事件
 - II. 判決の問題点
 - III. 事情変更の原則
 - IV. 判決の影響
- おわりに

はじめに

2015年7月12日に中国共産党中央規律検査委員会は、奚曉明最高人民法院副院長が重大な規律違反と違法行為の疑いで調査を受けている、と発表し、中国社会に大きな衝撃を与えた。最高人民法院としては、2008年に黄松有副院長（当時）が収賄罪で逮捕されて以来の、最大級の不祥事となったが、いずれの事件にも、事情通の関係者には想定内の出来事だったという共通点がある。

黄副院長の場合は、司法改革に辣腕を發揮した蕭揚院長の右腕とみなされていたため、後任人事をめぐる抗争に巻き込まれた犠牲者という見方もあり、収賄事件は改革派の排除を狙った冤罪ではないかとする同情論もあった。

一方で奚副院長については、その学識には高い評価があったものの、蓄

財に励んでいるとの噂が絶えず、今回の事件はついに来るべきものが来た、と噂話に関心を寄せていた人たちを納得させる部分もあった。奚副院長の疑惑が具体的に何を示しているかは、今のところまだ明らかではない⁽¹⁾が、この事件を伝えたメディアは、こぞってある裁判に注目した。それは彼についての黒い噂話が世間にも流布されるきっかけを作った、「最もデタラメな判決」と称される2012年の最高人民法院による民事裁判である。

「百億元鉍山争奪事件」として有名な山西省の炭鉍会社をめぐるこの裁判は、株式を譲渡した売主が、譲渡契約の解除と株式の返還を求めて起こしたものであった。1,000万元余りで譲渡された炭鉍会社の株式が、石炭価格の高騰により50億元近い価格にハネ上がったため、巨額の利益をめぐる争奪戦として注目を集めたが、1審の山西省高級人民法院は売主の要求を認め、全面勝訴の判決を下した。世間の予想を覆すこの判決は人々を驚かせ、いよいよ2審への注目が高まるなか、しかし最高人民法院は1度も公判を開かないまま、1審判決を支持する判決を下した。

奚副院長はこの裁判を直接担当したわけではないが、当時の最高人民法院において民事裁判を指導する立場にあり、判決の実質的な決定権者とみなされていた。同判決は、譲渡契約における株価が市場価格に比して低すぎることを根拠に、当事者間の利益の公平性を著しく損なうとして契約の解除を認めたのであるが、民法学者の大半は、このような判断の法的根拠は中国法のどこにも存在しないと厳しく批判し、これを中華人民共和国の

(1) 奚副院長は、2016年10月に天津市第2中級人民法院に収賄罪で起訴されたが、罪状の詳しい内容は不明である。「檢察機關依法对奚晓明、谷春立两案提起公诉」、『檢察日報』2016年10月19日。中央規律検査委員会のホームページは奚副院長の党籍剥奪を公表した際に、職務上の便宜を利用して親族の経営活動（息子の弁護士活動……筆者注）に利益を供与したこと、規律に反する公金による接待、機密保護に関する規律違反、裁判工作機密の漏えい、職務上の便宜を利用して民事訴訟で他人に利益を供与したことなどを、その理由に挙げている。「最高人民法院原副院長、党組成員奚晓明嚴重違紀被開除黨籍」、2015年9月29日、中央紀委監察部網。奚副院長は2015年8月に免職となっており、正確には「元副院長」であるが、本稿では「元」を省略した。

裁判史上「最もデタラメな判決」と評したのである。⁽²⁾

この判決がかくも厳しく批判された理由は、奚副院長が平素その能力を高く評価されていたことと無縁ではなかろう。多くの民法学者やメディアの関係者は、学識豊かな奚副院長が、契約自由の原則を正面から否定するような判決に与したことに驚き、不可解なロジックに唾然としつつも、その背景になにやら不純な動機が隠されているのではないかといふかったのである。最高人民法院という司法の最高權威を貶めるような「最もデタラメな判決」という過激なレッテルは、たんにひとつの裁判の判決を歪めただけでなく、民事裁判全体のあり方を歪め、ひいては中国の司法、法治主義を破壊するような不正で巨大な圧力が、いまや抑制しがたい存在となったのではないかという危機感を反映するものでもあった。そのような意味で奚副院長の不祥事発覚は、底知れぬ司法の腐敗にひとつの転機をもたらす可能性を秘めたものかもしれない、という期待を抱かせるものでもあった。

本稿では、この「百億元鉍山争奪事件」裁判の判決内容の検討を通して、そこに示された中国司法の現状が抱える危機的な問題の一端を明らかにしたいと思う。

I. 百億元鉍山争奪事件

1. 概要

(1) 事件の発端

2004年3月、山西省にある金業集团公司（以下、金業と略す）の張新明董事長は、1,800万元で大寧金海炭鉍会社（金海と略す）の株式60%を取得

(2) 「奚曉明疑涉百億鉍山争奪案：幾十年來最荒唐審判」、『南方週末』、2014年7月14日。張蕊「法学界熱議“百億鉍山争奪戰”：本報獨家報道引起中國法學界高度重視」、『時代週報』、2013年第216期。

(3) 社論「奚曉明落馬：守住最重要的司法關隘」、『新京報』2015年7月13日。

した。残り40%の株式は、北京鑫業投資有限公司（北京鑫業と略す）が所有していた。金海炭鉱は山西省南東部に位置し、面積は53km²、埋蔵量は4.09億トンとされ、その採掘権は2.24億元（0.55元／トン）で、6年6回に分けて分納することになっており、採掘権許可証の有効期限は2007年3月までとされていた。

2005年に金業と北京鑫業は資金不足に陥り、張が13%、北京鑫業が15%の株式を、山西石炭運送販売集団晋城陽城有限公司（陽城と略す）に計840万元で譲渡し、陽城はその見返りに金業と北京鑫業に6年の期限で2.8億元を融資した。また、陽城は28%の株式を取得した後、国から6100万元で石炭を買い取ったため、金海は採掘期間を延長できることになった。

2006年以降ふたたび資金不足に陥った金業は、採掘権を延長することができず、経営危機に陥った。陽城に追加融資を申し入れたが、陽城にその余裕がなかったため、呂中樓が董事長を務める山西沁和投资有限公司（沁和と略す）から数回にわたって1億元余りの融資を受けた。それでも資金繰りが解決しないことから、張は呂に金海の株式譲渡をもちかけた。金海は呂が元から所有する鉱区に隣接していたため、呂はこの提案を受け入れた。

2007年5月23日に両者は「战略合作協議書」を締結し、沁和が金業から金海の株式5%を150万元で取得し、さらに5,000万元を金業に融資して、事業協力をスタートさせることに合意した。ところが、金業は同事業に提供するはずだった主要な炭鉱の全資産を華潤石炭有限公司に売却したため、この協力事業は名ばかりのものとなってしまった。

（2）「合作協議書」と「交換協議書」

同年7月3日、双方は改めて「合作協議書」を締結し、張とその関係者（2名の株主）が所有する金海の株式46%を沁和に譲渡することを約定し

（4） この時期、山西省では打黒闘争が本格化し、太原市商業銀行（現在の晋西銀行）の頭取が収賄容疑で逮捕された。張新明はこの頭取からおもに融資の便宜を提供されていたため、その後は資金繰りに困窮することになった。

た。さらに沁和は金業から1.12億元で石炭を購入し、金業は沁和から3,300万元を借り入れた。その後、沁和は金業に2.9億元を追加融資した。

2007年9月13日に、沁和と金業、陽城、北京鑫業は、「山西金海エネルギー有限会社株式譲渡契約書」（以下、「譲渡契約書」と略す）を締結した。その内容は、張は金海の株式46%、北京鑫業は15%を沁和に計1,830万元（1,380+450万元）で譲渡し、沁和は北京鑫業に3.75億元を無利子で貸し付け、張は担保を提供する、というものであった。この株式譲渡変更登記手続きの前に沁和と北京鑫業は補充協議を締結し、無利子の貸付額を2億元に変更した。

2007年9月19日、沁和は張らに株式の代金計1,830万元を支払い、12月4日には採掘権の代金として1億1,214万元を金海の代わりに納入した。金海は9月13日に株主総会を開き、上記の株式譲渡決議を採択、会社定款を変更し、17日には変更登記、株主名簿の変更など必要な手続きをおこなった。

2008年はじめに張はマカオで賭博に負け、数億元の借金を作った。急場をしのぐため、張はいったんCから借り入れたものの、その返済に困り、呂に融資を依頼したが、呂はこれを断った。そこで張は金海の合作事業に呂から追加の出資を受けることにし、「株式交換および債務整理協議書」（以下、「交換協議書」と略す）の締結を申し入れた。この「交換協議書」の真偽が本件の重要な争点である。張は呂も署名したと主張しているが、呂はそれを否定している。

2008年のリーマン・ショックに端を発する金融危機にもかかわらず、中国の石炭市場は需給の逼迫から急激な値上がりに転じ、それに合わせて石炭企業の株価も急上昇し始めた。2009年には晋城市政府が金海を省級の重点プロジェクトに指定するよう申請したため、株価の上昇に拍車がかかり、金海の株価は総額で百億元といわれるほどになったのである。そこで張は呂に、譲渡した金海の株式を買い戻したいとたびたび申し入れたが、呂はこれを断っていた。

その後、「交換協議書」が履行されないことから、張は「合作協議」と「交換協議」を解除し、呂に譲渡した金海の株式を返還するよう求める訴訟を、2010年3月に山西省高级人民法院に起こしたのである。(以下、この裁判を本件と記す)

2. 裁判

(1) 争点

山西省高级人民法院でおこなわれた1審の訴状⁽⁵⁾、判決書などは公開されていないので、その内容は唯一公開されている2審判決書⁽⁶⁾から確認できる⁽⁷⁾範囲に限られる。ただし2審判決は、基本的な部分はすべて1審判決を支持しており、両者に実質的な違いはないものと推測される。当事者双方の主張も、事実関係で争いになったのは、ほぼ「交換協議書」の真偽だけなので、本件の判決はこの点をどう判断するかに争点が絞られていると言っても過言ではない。もうひとつの重要な争点は、張の求めているふたつの「協議」を解除した場合に、譲渡された株式の返還を認めるか、という点にあった。呂は、株式の譲渡契約は単独の法律行為であり、「合作協議」とは直接関係がないので、返還する必要はない、と主張したのに対し、張は、譲渡契約は「合作協議」に付属するもので、その一部にあたるから返還すべき、と主張した。

これらの争点について、1審、2審とも判決は張の主張をすべて認め、裁判は張のほぼ全面勝訴に終わった。ただし1審判決については、原告、被告ともに不服を申し立て控訴している。張の控訴理由は、おもに損害金の算定が不十分であるとする内容であった。

(5) 山西省高级人民法院民事判決書(2011)晋商初字第1号、期日不詳、未見。

(6) 最高人民法院民事判決書(2011)民二終字第76号、2012年9月29日。奚曉明主編『最高人民法院商事審判指導案例(7)公司与金融卷』、中国法制出版社、2013年。

(7) 訴訟の経緯については、「揭开磁山股權黑幕、山西煤老板“兵戎相見”」(『大公財經』2013年1月14日)が比較的詳しい。

（2） 判決

2011年3月に下された1審判決は、次のように理由をあげて、張の請求を認めた。すなわち、呂は「交換協議書」に定められた義務の大半をまだ履行していない。張の契約解除請求は、一方の当事者の債務履行遅延または違約行為によって契約の目的が実現できない時、他の当事者は契約を解除できるという契約法の関係規定に符合する、というのである。そのうえで、「合作協議」と「交換協議」を解除し、呂には金海株46%の返還と、張には1,380万元ほか、呂がこれらの協議にもとづいて提供した融資などの返還を命じたのである。

本判決の分岐点となったのは「交換協議書」の真偽にかかわる判断であるが、1審はこれを本物と認め、張の主張を受け入れた。呂はこれを不服として、2審では新たな証拠を提出して争ったが、2審は公判を開かないまま、1審判決の一部を修正したものの、基本的な部分はすべて1審判決を支持し、2012年9月にほぼ同趣旨の判決を言い渡した。修正部分は本論に影響する内容ではないので、その説明は省略する。

II. 判決の問題点

1. 「交換協議書」の真偽

（1） コピーも証拠か？

「交換協議書」の真偽にかんする審理については、訴訟法上の問題が2点、指摘されている。まず第1点は、証拠として提出された「交換協議書」が原本ではなく、コピーだったことである。民事訴訟法第70条は、証拠は実物に限ると定めているので、コピーを証拠として認めた判決はこれに違反している、というのである。第2点は、1審がこのような判断をしたため、被告側から新たな証拠が提出されたにもかかわらず、2審が公判を開かなかったことは、民事訴訟法に違反する、という指摘である。とりわけ、コピーを本物と認める根拠が物証を欠いていたため、公判を開いて

慎重に検討すべきだったとする意見は、研究者に広く共有されている。

これらの問題点を含め争点となった問題を中心に、周辺の事情も参照しつつ、本件判決の内容について以下に検討する。⁽⁸⁾

(2) 供述調書

「交換協議書」をみずから偽造したと証言している A は、別件の刑事事件で太原市公安局に逮捕されているが、その捜査資料のなかに「交換協議書」の作成に至る過程について説明した張、呂および B の供述調書があり、本件で証拠として採用されている。そのおおよその内容は以下の通りである。

原告の張新明は、山西省随一の民営企業家、富豪として知られているが、同時に悪評も付きまっており、黒社会のボス、「太原の第 2 組織部長」などと仇名されている。またギャンブル好きとしても有名で、しばしばマカオに通い巨額の賭博を繰り返しているため、「賭博王」とも呼ばれていた。

本件の発端となったのも 2008 年に彼がマカオのギャンブルで数億元も負けたことであり、その支払いのために C に借金をしたことが伏線となっている。張の窮地に付け込んだ C が暴利をふっかけたため、困った張は A を介して、その頃まで事業のパートナーとして良好な関係にあった呂に融資を依頼した。しかし呂がこれを断ったため、両者の関係はこれを機に一気に冷え込んだという。「交換協議書」が締結されたとされるのはこの翌年である。

A は 2003 年に張の経営する金業の財務責任者になったが、2005 年には呂

(8) 本件にかかわる事実関係、とりわけ太原市公安局による供述調書などについては、おもに以下の文献を参照した。慕揚「山西煤炭大佬角力未了局：煤資源見少、資金博弈数目惊人」、『時代週報』、2012 年第 183 期。張皮皮「百億砵山争奪戦：昇値 100 億、奪回可淨賺 60 億」、『時代週報』、2013 年第 214 期。李廷禎、朱李毅「煤商斂財術」、『財經』2014 年第 2 期。謝良兵「煤老板股權官司引困觀」、『經濟觀察報』、2013 年 8 月 28 日。張鑫「張新明解惑“兩個煤商的股權之爭”」、『環球財經』、2014 年 3 月 4 日。

の沁和に転職している。2007年に沁和はBが所有する企業の株式の51%を買収し、そのうちの51%を呂が、49%を張が所有した。Bは同社の董事長であったが、山西に居住しているわけではなかったため、呂はAを実質的な経営責任者に任命した。

Aは2009年4月に業務上横領で内部告発され、6月に太原市公安局に刑事拘留されている。黒社会の常として、また「太原の第2組織部長」という仇名が示すように、張は同市の公安、司法関係者と強いつながりがあったという。

これに対し、今度はBが張の数々の違法行為を北京の公安部に直接告発する手紙を送ったところ、公安部はこれに素早く対応し、山西省公安厅に調査班を派遣するよう命じた。当時、公安部内では、周永康公安部長の時期（2003～2008年）に黒社会の取締りを担当していた経済犯罪捜査局の不正疑惑が取り沙汰されており、後任の孟建柱公安部長のもとで内部調査が進められていた。太原市公安局と張との関係はかねてから噂に上っていたため、公安部も一定の情報は掴んでいたものと思われる。⁽⁹⁾

省公安厅の調査班は調査の結果、刑事事件に該当するような事実は存在せず、拘留は誤りと結論付けた。Aは9月に釈放され、いったんは住居監視となった。だがその後にもまた別件で告発があり、12月にはその容疑で逮捕され、裁判では懲役10年の刑を受けることになった。逮捕の決め手となったのは、それまでAの容疑を否認していたBが、一転して認める証言をしたことが決め手になった。

「交換協議書」はまさにこのような状況のなかで結ばれたとされている。これについて呂の証言によれば、2009年7月に「交換協議書」をいきなり張から見せられたという。数億元もの借金の返済が義務として記載されていたうえ、自分の署名まで偽造されていることを知った呂は激怒し、張に絶交を申し渡したという。

(9) 2009年5月の党中央の内部報告書に、張の違法行為にかかわる情報が掲載されていたという。

「交換協議書」の作成過程についての A の証言は、おおよそ次の通りである。張、C、A の 3 名は、張の C からの借金返済について数回話し合っていたが、2009 年 1 月に返済方法について合意し、それにもとづいて作成したのが「交換協議書」であるという。呂はその場にいなかったため、張が後日、呂に署名させることになったが、張はそれを A に依頼した。

A は張の求めにより、別の書類からコピーした呂の署名を「交換協議書」に切り貼りして、それをさらにコピーしたものを用意した。だが、そのコピーは自分の身を守るためにも重要な書類と考え、張にはすぐに渡さず、保管していたという。証拠となったコピーは、太原市公安が 6 月に A を拘留した際、A の滞在していた部屋を捜索して発見し、押収したものである。張が 7 月に呂に示した「交換協議書」は、これをさらにコピーしたものである。したがって、公安が押収したコピーがどうして張の手に渡ったかが疑問視され、やはりここでも太原市公安局と張との関係についての疑惑が指摘されている。

(3) 法院の判断

1 審判決が「交換協議書」を本物と認定した理由は、以下の通りである

① 被告 (呂) は署名を否定しているが、筆跡鑑定を申請していない。

② 提出された証拠は、太原市公安局が A から押収したコピーのコピーであるが、A と沁和との関係 (A が沁和の社員であること)⁽¹⁰⁾ から、被告から提出されたのと同等とみなせる。

③ 沁和は「交換協議書」に記載されている項目のひとつである関係者 (C) への 7,000 万元の支払いを済ませており、すでにその一部を履行している。

要するに判決は、供述調書における A の証言を全面的に否定しているのだが、一方で本物と認める根拠とした理由には、あまり説得力が感じら

(10) A はこの頃、呂と愛人関係にあったという。法院の判断はそこまで考慮していたかもしれない。また、後述する 2 枚の借用証書について、A が張の連帯保証人にされたことも、この点と関係しているように思われる。

れない。まず①については、呂が筆跡鑑定を求めているのは、それが本物の署名であることを認めているためである、という解釈なのであろうが、署名は本物をコピーしたものであるため、筆跡自体は本物と同じであるから、むしろ鑑定には意味がないと解釈すべきではないだろうか。②についても、コピーは任意に提出されたものではなく、Aは隠匿していたのである。このことがなぜ本物と判断する根拠になりうるのか、明確な説明がなく、理解しがたい。むしろ「交換協議書」のような重要書類が保管されていないということ自体が通常では考えにくく、張が原本を提出できない理由については、相応の説得的な説明と証明が必要であると思われる。判決を左右する重要な判断の根拠が具体的に証明されていないことは、その信頼性を著しく損なうものであると指摘しないわけにはいかない。③についてはやや複雑な事情があるので、後述する。

そもそも、「交換協議書」は必要不可欠な契約の一部ではなく、後から補足的に追加されたものである。しかもその内容はほとんど呂に追加の出資を求めたものであり、呂側には何のメリットもない。供述調書のなかで説明されているように、それは張のCに対する借金返済を目的として作成されたものだからである。常識的に考えれば、呂がこれを拒絶したのは当然のように受け取れるが、それを否定して、コピーを本物と断定するには、判決があげた理由はあまりにも貧弱であるように思われる。この点は③の問題も含め、もう少し内情に踏み込んで検討してみよう。

（４）借用証書

沁和からCに支払われた7,000万元は「交換協議書」にもとづくものであるか、なぜ「交換協議書」を拒絶したはずの呂が、この支払いに応じたのかがここでの問題である。判決は、呂が本当に「交換協議書」を拒絶したならば支払うはずがない、とその矛盾を突いたのである。

この問題には、2枚の借用証書がかかっている。張とCとのあいだで借金返済の方法に合意した際、両者のあいだでは「交換協議書」と同時に2枚の借用証書が作成された。いずれも張がCから借用したことを認め

る内容で、1枚は3.9億元、もう1枚は7,000万元であるが、後者については1日につき利息が500万元とされていた。Aはこれら2枚の借用証書に張の連帯保証人として署名していたが、供述調査に記されたAの証言によれば、それは張とCから脅迫を受けたため、とされている。呂は自分が支払った7,000万元は、この借用証書のものを指しており、法外な利息からAを救うために肩代わりした、と取材した『財經』記者に答えている。

これに対し張は、借用証書の7,000万元と、呂が支払った7,000万元とは別のものだと主張した。借用証書の7,000万元は張自身の借金であるため、本人がすでに返したと主張し、Cもそれを認めた。呂がCに支払った7,000万元はこれとは別の、「交換協議書」で約定された項目に該当するものだというのである。ただしもう1枚の借用証書は、「交換協議書」に約定された項目についてのものであると認めている。じっさい7,000万元の借用証書には、張個人の借入金の一部であるとする文言が明記されていたが、その点についてAは、偽証するため後に記入したものである、と証言している。

上記のような張の説明は非常に分かりにくく、にわかに信じがたい。7,000万元の借用証書が「交換協議書」のそれに該当するとした場合、異常な利息が「脅迫」にあたるとして、その法的効力が問題になることを恐れ、偽証した、との推論も成り立ちうるように思われる。あるいは、1日当たり500万元の利息という現実離れした借用証書がなぜ作成されたのか、なぜAが連帯保証人にならなければならなかったか、その目的がどこにあったのかを考えてみれば、張の主張は説明になっていない。そもそもそのような借用証書にAが連帯保証人として署名する理由がなく、常識的に考えれば、それは強要されたもの、と理解するほかにないように思われる。だが、1、2審とも判決はそうした事情を完全に無視し、張の主張を全面的に受け入れ、呂がCに支払った7,000万元は借用証書と関係なく、「交換協議書」にもとづくものであると認めたのである。

「交換協議書」では、張、呂両者のあいだでの事業協力が複数項目にわたり合意されており、判決では、呂がそれらを履行しないことが原因で張が損害を受けていることが、株式譲渡契約解除の前提となっている。呂が「交換協議書」を全面的に履行しない状態で、譲渡契約だけを履行することは、張にのみ重大な損害を負担させる結果となり、そのことは「著しく不公平」であると認定されているのである。

2. 譲渡価格は低すぎるか？

(1) 契約の解除理由

本件は俗に百億元鉱山争奪事件と呼ばれており、百億元もの資産を抱える会社の株式のうち46%を、わずか1,380万元で取得したことが話題の焦点になっている。購入した側が大儲けをしたので、あわてた売却側がこの契約は不当だったとして解約を申し立て、それに対し法院は、当事者間の利益の不公平を理由に契約の解除を認めた、という内容の裁判として一般には周知されている。売ってしまった株がその後値上がりしたからという理由で返せと言うのは勝手すぎる、返せば今度は売った側が大儲けすることになり、それも不公平だ、と判決に対する世間の評判はすこぶる良くない。

しかし最高人民法院の判決書を見る限りにおいて、この点については以下のような誤解があるように思われる。

まず判決は、1,380万元を株式の譲渡価格とし、これと市場価格（百億元の46%）とを比較して、譲渡価格は低すぎると判断したのではない、という点である。そしてもうひとつは、契約解除の理由が譲渡契約の不公平にのみ求められているわけでもない、とう点である。以下、この2点について検討する。

(2) 譲渡価格と市場価格

張は譲渡契約における株式の対価が1,380万元となっている点について、次のように説明している。発行済み株式のうち46%もの株式を譲渡する場

合には、工商行政管理局に届けて株主変更登記をしなければならないが、手続きの煩雑化を避けるため、会社の登録資本3,000万元から逆算して1%の株価を30万元とし、総額1,380万元としたものであるという。つまり張の説明によれば、1,380万元は書類上の数字で、実際の譲渡額については「後に協議のうえ決定する」と、「合作協議書」には記されていた。判決はこのような張の主張を認め、譲渡契約書は登記用に作成された形式的な書類でしかなく、そこに示された譲渡価格は低すぎて「当事者の意思を反映したものではない」と認めている。

それでは、判決が譲渡価格を「低すぎる」と認定した根拠はどこにあるのであろうか。この点について判決は、譲渡額を呂が金海株を取得するために張に支払った実際の金額と定義し、次のように算定している。

- ① 譲渡契約にもとづく1,380万元。
- ② 金業に対する融資3,300万元。
- ③ 張への1.94億元の無利子融資。
- ④ Cへの7,000万元。

以上の総額約3.1億元が実際の譲渡額とされている。これに対し、当時の金海株の市場価格についても、判決は明確な数値を示している。すなわち、金海の「46%の株式の市場価格は6億元以上とみなすべき」と指摘しているのである。「6億元以上」という表現なので、上限は示されていないという理屈にもなるが、メディアなどが伝えた「総額100億元もの炭鉱株（そのうちの46%なら46億元）が……」、という話とは大きくずれていることが理解される。株価が総額百億元まで上昇したのは2009年以降のことであるので、合作協議書が締結された2007年時点の市場価格はこの程度ということなのであろう。要するに判決は、市場価格が「6億元以上」の株式に対し、譲渡価格を半分近い約3億元とみなしているのである。

ところで、契約法第74条には債務者の詐害行為に関連して、「不合理な低価」（原文は「不合理的低価」）という概念が存在する。この「不合理な低価」について『契約法』の適用にかかわるいくつかの問題についての

解釈⁽¹¹⁾（二）」の第19条は、原則として取引時における市場価格の70%以下は「不合理な低価」、130%以上は「不合理な高価」とみなすことができる、と規定している。

詐害行為とは関係のない一般的な「不合理な低価」という概念に、この基準が適用されるかについては明確でないが、ひとまず本判決は譲渡価格を市場価格の約半分と算出することにより、この基準がクリアされていることを証明してみせた、といえるであろう。

なお、「合作協議書」において株式の譲渡額は「後に協議のうえ決定する」となっていた点について補足すれば、同時にその額は「金業と陽城が事業協力する際の譲渡価格を超えない」ことも合意されていた。この譲渡価格は「合作協議書」の前に締結された「戦略的合作協議書」のなかに明記されており、その額は6.7億元である。したがって張と呂は6.7億元以下で株式を譲渡することで合意していたとも言えるが、このことから市場価格を6億元以上とする判決の推定は妥当なものと言えよう。ただし、「戦略的合作協議書」のなかにこのような合意があったことについて、判決は何も言及していない。

（3）算定式の疑問

譲渡株式の市場価格をおよそ6億元とみなすことに異論はないものと仮定しても、一方で譲渡価格を約3億元とした上記の算定式は、いまひとつ説得的ではない。判決ではこれを、「呂が張に実際に支払った額」としているにもかかわらず、以下の項目が算入されていないからである。

- ① 呂が提供した2.9億元の追加融資。
- ② 「交換協議書」で約定された3.9億元。

②は実際には支払われていないが、「交換協議書」が本物なら支払われるべきものであるので、譲渡価格に含めるべきであろう。これらをすべて加算すれば、譲渡価格は10億元近くなり、市場価格を大きく上回ることになる。「交換協議書」が偽物なら①だけの加算ですむが、その場合は「交換協議書」

(11) 注12参照。

によるとされる7,000万元を減じる必要があるので、5億円余りということになるが、呂の立場に立てば、そこまでは「合作協議書」の範囲内ということで、①の追加融資に応じた理由も理解できないわけではない。

このように、株式の譲渡額からみても、「交換協議書」を本物と推定する合理性は著しく乏しいように思われるし、判決が「交換協議書」を本物と認めながら、それにとりまなう呂側の出資額を一部しか譲渡額に算入していないのは矛盾しているように思われる。

(4) 判決理由

最後に、株式譲渡契約の解除を認めるにあたって、最高人民法院がどのような判断を下したかについて検討するため、その要点となる判決の該当箇所を以下に示しておく。

「以上の事実を総合すれば、沁和と金業、張新明とのあいだの全体的な合作の枠組みにおいて計画された事業はいまだ実現されておらず、双方の合作関係は継続しがたいものと認定することができる。沁和は双方による合作の全体計画にもとづいて金海の株式を取得したが、金業側は合作関係においてうべかりし利益を得ておらず、沁和はまた株式の合理的対価を支払ったこと、あるいはその他の権益によってこれに充当したことを証明できておらず、結果として双方の利益は著しくバランスを欠くに至っており、金業側は合作の目的を実現できていない。このような事情のもとで金業側が「合作協議書」の解除を請求し、沁和に株式の返還を要求することは、公平の原則に符合する。その実質的な請求が、双方の合作関係を清算するものであるとし、原審法院が金業の契約解除請求を支持したことは正しく、これは維持すべきである。」

前述したように、判決は譲渡契約書を実質的な契約書ではないとし、契約の実体は「合作協議書」にあると認めている。「株式の合理的対価」が何を指しているか具体的な説明はないが、上に検討したところから明らかのように、「6億元以上」の市場価格を指すと思われる。「結果として双方の利益は著しくバランスを欠くに至って」いるというのは、呂が株価の

高騰によって巨額な利益を得たのに対し、張側は株式の一部対価を得た以外、合作による利益を何も得ていないことを指摘しているものと思われる。そしてもっとも肝要なのは、このような事情を「公平の原則」に反するものとみなし、これを理由に契約の解除を認めたことであろう。

Ⅲ. 事情変更の原則

1. 積極化する運用

(1) 司法解釈 (二)

「公平の原則」を理由として契約の解除を認めたことから明らかなように、判決文は明示的に言及していないものの、本判決は事情変更の原則について最高人民法院が定めた司法解釈の影響を強く受けたものと指摘することができる。その司法解釈とは、2009年に採択された『契約法』の適用にかかわるいくつかの問題についての解釈 (二)」（以下、「司法解釈 (二)」と略す⁽¹²⁾）である。その第26条は次のように規定している。

「契約成立後の客観的状況に、当事者が契約締結時には予見できなかった、不可抗力によってもたらされたものではなく、商業リスクに属さない重大な変化が発生したため、引き続き契約を履行することが当事者の一方にとって明らかに不公平であるか、契約の目的が実現できないとき、当事者は人民法院に契約の変更または解除を請求し、人民法院は公平の原則にもとづき、案件の実情に照らして変更または解除を決定しなければならない。」

ここにあげられている事情変更の原則を適用するための条件は、以下の3点である。⁽¹³⁾

- ① 当事者が予見できない重大な変化の発生。

(12) 最高人民法院「關於適用『合同法』若干問題的解釋 (二)」、2009年2月9日。

(13) 中国における事情変更の原則については、以下を参照。小口彦太「中国における事情変更原則の基礎的研究」、『早稲田法学』89巻3号、2014年。胡光輝「中国契

- ② 不可抗力によってもたらされたものではなく、商業リスクに属さない重大な変化であること。
- ③ 当事者の一方に明らかな不公平をもたらすか、契約目的が実現できない場合。

①について言えば、「予見できない」という条件は、後述するような理由から、ほとんど実質的な意味はない。③のうち「契約目的が実現できない場合」については、事情変更の原則を持ち出すまでもなく契約解除の理由に含まれているので、これも同様である。したがって、第26条に示された事情変更原則の実質的な意味合いは、要するに「当事者の一方に明らかな不公平をもたらす」場合に契約を変更または解除できるとした点にある、と解釈することもできるのではないだろうか。⁽¹⁴⁾

(2) 大局に服務する

この司法解釈は、2008年のリーマン・ショックによる金融不安に対処するために出された一連の司法解釈のひとつであるが、とりわけその第26条は事情変更の原則の積極的な運用を奨励するものとして、政策的にも重要な位置づけを与えられていた。

そのため、この司法解釈が公布された直後に、最高人民法院は上記第26条について、「司法解釈(二)を正しく適用し、党と国家の活動の大局に服務するについての通知」(以下、「通知」と略す)⁽¹⁵⁾を出した。表題は「司法解釈(二)を正しく適用し」となっているが、具体的に取り上げられているのは第26条だけである。「大局に服務する」というのは、政策全般に配慮するという意味の常套句であるが、ここで「通知」は第26条の目的を、「経済情勢の発展と変化に対応し、裁判活動の法律的效果と社会

約法における事情変更の原則」、『社会科学研究』、2011年第5、6合併号。

(14) このような解釈はすでに、1993年の経済契約法改正に先立って開かれた全国経済裁判工作座談会で示されている。「最高人民法院法発[1993]8号關於印發《全国經濟審判工作座談會紀要》的通知」、1993年5月6日。

(15) 最高人民法院「關於正確適用『合同法』若干問題的解釋(二)服務黨和國家的工作大局的通知」、2009年4月27日。

的効果を統一するため、民法通則、契約法の規定する精神と原則にもとづいて」規定したものである、と述べている。明らかにこの「通知」は、「党と国家の活動の大局に服務する」という任務を持ち出すことによって、第26条の解釈に絶対的な権威をもたせることを企図したものであるということができよう。

そして上述したように、事情変更原則の適用にあたって第26条が示した新たな特徴は、公平の原則を重視し、それを解釈の基軸に据えたことである。「通知」はこの点について、「法院は公平の原則にもとづき、案件の実情と結びつけ、変更または解除の適否を決定しなければならない」と指摘している。

2. 建設工事契約

(1) 増額分の負担

事情変更の原則において、「当事者が予見できない重大な変化」は一般的に必要不可欠な条件とみなされているが、中国の契約法においては実質的な意味はない、と指摘した点について、補充的な説明を加えておきたい。

契約法施行後に、最高人民法院が事情変更の原則について示した司法解釈は、2002年の「建設工事契約紛争案件審理についての暫定意見⁽¹⁶⁾」がはじめてである。

不動産ブームに沸きかえる中国では、全体的な物価上昇のなかでも、とりわけ建築資材が急激な上昇を示していた。そうした問題に対処するため、建築工事期間中に建材が急上昇した場合に、本来の工事費にその値上り分を上乗せして請求することが、建設業界から求められるようになっていた。

上記「暫定意見」は、「事情の変更により建材価格が大幅に上昇し、受注者に明らかに不利であるとき、受注者は工事費の増額を請求できる。た

(16) 最高人民法院「關於審理建設工程合同糾紛案件的暫行意見」、2002年8月5日。

だし、建材の価格上昇が正常な市場リスクの範囲内である場合、その上昇分は受注者が負担する。」(第27条)と規定した。ここでは「大幅な上昇」がどの程度のものを指すかは明確にされていないが、少なくともそれはいわゆる市場(=商業)リスクとは区別され、それを上回るものでなければならぬという考え方が示されていた。

この司法解釈が火付け役となり、その後、建設工事契約にかかわる各地方の行政通知では、事情変更の原則を積極的に運用するものが相次いで登場するようになった。2004年にアモイ市が出した建設工事の入札にかんする通知は、以下のように規定している⁽¹⁷⁾。

「鋼材、セメント、および特別に貴重な材料の価格が、事情の変更により異常なほど大幅に上昇または下降した時、そのリスクによる上昇または下降の幅が10%以内の場合、その差益または差損は受注者が負担する。上昇幅が10%を超える未払い工事材料費がある場合、または下降幅が10%を超える場合、10%を超える部分の差益または差損は発注者が負担する。」

すなわち、あえて区分すれば、ここでは10%以内の価格変動は商業リスクに属するが、それを超える場合は「事情の変更」にあたりと解釈されている、と言えよう。ただしこのように解釈した場合、「異常なほど大幅」に変動した幅というのが、10%を超える変動幅ということになるわけだが、その程度の幅を「異常なほど大幅」と表現することが適切なのか、あるいはその他の規定でもそのような基準で判断すべきなのか、という点が問題となろう。

だがアモイ市のような規定はこの後、全国各地に急速に普及していった。2007年に広東省政府が出した指示は、当事者間でその価格変動幅と、変動が生じたのちの対応の方法を、あらかじめ契約のなかで約定しておくように指導している⁽¹⁸⁾。すなわちそこでは、事情変更の原則の適用範囲は、

(17) 廈門市建設と管理局「關於進一步完善建設工程最低投標價中標弁法的若干規定的通知」、2004年3月10日。

(18) 広東省建設庁「關於建設工程工料機價格漲落調整与確定工程造价的意见」、

当事者間で任意に設定できるものとなっているのである。

（２）利益のバランス

いずれにしてもこれらの規定は、価格変動が生じた場合について、「事情の変更」によるとの注釈をつけているが、それが通常の「事情変更の原則」が要求する場合のそれと著しく異なるものであることは明らかである。まず必要不可欠な前提であるはずの、「当事者が予見できない」という条件が設定されていない。また、通常は排除される商業リスクも、実質的に排除されているとは認めがたく、要は一定の価格変動が生じた場合に、当事者間でその利害をいかに調整するかという問題に置き換わっている。このような違いを反映して、これらの規定は契約の変更のみを認め、解除は認めていない。言い換えれば、契約の解除を認めない代わりに、変更を義務化し、利害の公平性を保つことによって、契約の安定性を確保しようとしているのである。

このような事情変更原則の運用は、市場経済のもとで契約自由の原則を掲げる国においては、およそ考えられないことである。しかし中国の場合は、契約の自由よりも公平の原則を優先し、契約締結後の価格変動により当事者間の利益バランスに不公平が生じた場合には、これを是正すべきと⁽¹⁹⁾考えているのである。最高人民法院は司法解釈（二）とほぼ同時期に出した「指導意見」⁽²⁰⁾のなかで、次のように指摘している。

「事情変更原則の適用にあたっては、……利益のバランスに十分注意し、公平かつ合理的に双方の利害関係を調整しなければならない」

ここに述べた建設工事契約にかかわる事情変更の原則の問題は、本件のそれとは異なる範疇に属しているとみなすべきであろうが、少なくとも同原則の適用における核心的な問題が、当事者間の利益の公平性を確保する

2007年10月30日。

(19) 中国法における「契約の自由」および「事情変更の原則」の特徴的な問題については、拙著『はじめての中国法』（有斐閣、2013年）第10、11章参照。

(20) 最高人民法院「關於当前形势下審理民商事合同糾紛案件若干問題的指導意見」、2009年7月7日。

ことにあるとみなしている点では基本的に共通している、と指摘できるように思われる。

IV. 判決の影響

1. 金儲けの道具に

株式そのものは非常に低い額で譲渡し、その代わりに相手側から多額の融資などを引き出す取引は、張新明の得意とするところであった。彼はこの手法を用いて沁和に譲渡した46%以外の金海の持株をすべて、4件の契約によって売却していた。つまり本件に当てはめれば、譲渡契約と「合作協議書」の組み合わせである。譲渡契約ではすべての株式が1%あたり30万円で契約されており、これに数億円の融資契約が付随する形になっている。張は本件判決を得た後、これら4件の株式譲渡契約について次々と返還請求訴訟を起こして、そのすべてで勝訴し、最終的に金海のすべての株式を取り戻したのである。この結果に社会は衝撃を受け、法院は張新明の金儲けの道具になった、と慨嘆した⁽²¹⁾。

これらの訴訟は太原市と晋城市の中級人民法院および山西省高级人民法院でおこなわれたが、それらの判決はいずれも最高人民法院の本件判決を参照して下されている。ただし、それらの訴訟が本件と異なっているのは、本件の核心的争点ともなった「交換協議書」のような問題が存在しないことである。したがってそれらの判決では、契約の目的が実現できない、という事情が存在しないため、株式の譲渡契約は、株価が低すぎて「当事者の真実の意思を反映したものではない」との事実認定をもとに、当事者間の利益のバランスに不公平が生じたという理由だけで、契約の解

(21) これらの訴訟については、「山西首富張新明通過訴訟淨賺165億、国有資産損失51億」(2014年2月15日。天涯社区) 法治論壇) を参照。それぞれの判決理由は基本的に共通しているようだが、判決書の全文が明らかではないので、詳細は不明である。

(22) 張新明とその関連企業は、このほかにも多くの訴訟を通じて利益を得ている。

除が認められているのである。先に、最高人民法院の判決は誤解されている、と指摘したが、その誤解が生じた原因は、こうした内容のその後の判決が影響したせいかもしれない。

ただし最高人民法院の判決は、契約解除の条件として、株式譲渡契約による不公平と契約目的を実現できないことによる不公平の2つをあげてはいるのだが、それは司法解釈（二）の26条があげる2つの条件をいずれも具備していることを示したもので、そのいずれかひとつであっても契約は変更または解除が可能ということになる。したがって、本件以外の裁判でも張の主張が認められたことは当然と言え、そのような意味で最高人民法院の判決がもたらした影響の最も大きな部分は、やはり株式譲渡契約における株価を不当に低いものと断じた点であろう。

これらの判決を受け、学界やメディアからは、市場経済の秩序を破壊する、との厳しい批判が巻き起こった。株式相場は常に変動するものであるにもかかわらず、取引成立後に大幅な価格変動が起きた場合、それらを不公平の根源として契約が解除できるなら、株式の取引は非常に不安定なものとなり、市場は著しく混乱するに違いない、と警告している。むしろこのロジックは株の取引だけに当てはまることではないから、すべての譲渡契約において同様の問題を引き起こすことになり、市場経済の秩序が保てなくなる恐れがあることは自明であろう。

2. 奚副院長の責任

本判決の内容に世間は驚愕し、民法研究者たちは一斉に批判の声をあげた。各地で研究会が開催され、厳しい批判が相次いだ結果、本判決には「最もデタラメな判決」という烙印が押され、社会的な評価として定着し⁽²³⁾た。しかし一方で、最高人民法院はそうした批判に応えようとする姿勢をまったく見せなかった。それどころか、本判決を模範事例と位置づけ、指

(23) 「張新明解惑“兩個煤商的股權利之爭”」、前掲（注）。「法学界對張新明案終審判決的五大質疑」、『南方都市報』、2015年7月15日。

導書のなかに採り入れたが、その本の編集者は奚曉明副院長であつた。⁽²⁴⁾

奚副院長は本件の裁判官ではないが、実質的な責任者とみなされ、「デタラメな判決」を誘導した張本人として糾弾されているが、それには以下のような事情がある。

まず、最高人民法院での 2 審は民事第 2 庭所属の 3 名の裁判官が担当したが、それは形式的なものにすぎず、実際の審理は裁判委員会の民事・行政裁判専門委員会検討組が担当した。この検討組の事実上の責任者が奚副院長⁽²⁵⁾だったのである。このような対応は本件に限られたことではなく、最高人民法院でおこなわれる民事裁判のうち、重要性の高いものについてはすべてこうした体制で審理がおこなわれた。奚副院長は最高人民法院における民事分野の責任者として、それらの指導に当たっていたのである。

したがって本件判決が、奚副院長のもとで決せられることは、あらかじめ誰にでも予測できたことである。張新明はそのため、2 審の代理人を李飛弁護士に変更している。李弁護士は奚副院長と同じく 1982 年 1 月に吉林大学法律系を卒業した同級生である。山西省弁護士協会の会長、全国弁護士協会の常務理事を務めるなど、いわゆる大物弁護士のひとりであるが、山西国土資源庁の法律顧問も務め、同省での鉱山紛争に数多くかかわっていた。したがって張が最高人民法院でも勝訴し、その後の山西省での一連の裁判にもすべて勝訴した背後には、李の特別な働きがあつたとみられているのである。またそのことは同時に、李の働きかけを受けた奚副院長が、それなりの情報提供、便宜供与などで応じた可能性があるのではないかという疑惑に繋がっているのである。

本稿で検討した範囲で言えば、重要な争点となつた証拠の認定について、明らかに強引かつ一方的な断定があり、判決全体を承服しがたいものとして印象付けているが、これを除く判決理由については、それなりの法

(24) 注 6 参照。

(25) 蘇永通「奚曉明怎麼当大法官、張新明代理律師否認与奚曉明案有關」、『南方週末』、2015 年 7 月 13 日。

解釈が示されており、「デタラメ」というほどの内容ではないように思われる。「それなりの」というのは、司法解釈などに示された考え方に立つ限りは、という意味であり、その考え方自体の妥当性を問わなければ、ということである。しかし本稿の冒頭で指摘したように、この判決に厳しい批判が向けられたのは、利益の不公平を指摘した判決が、結果としてさらなる不公平を生み出した矛盾と、裁判に携わった関係者の多くが疑惑に包まれ、背後でそれぞれに繋がっていたらしいことが、判決に対する不信を増大させた結果なのではないかと思われる。要するに、誰もが疑心暗鬼の眼でしか直視できない環境が、「最もデタラメな判決」という究極の表現を生み出したのである。

3. 百億元買収事件

本件係争中、資金繰りに行き詰っていた金業は、2010年に華潤電力傘下の山西華潤連盛エネルギー投資会社との共同出資により、太原華潤石炭有限公司を設立した。そのうえで金業は、所有していた炭鉱、工場などの一部を100億元余りで太原華潤に譲渡したのだが、その後これらの資産にはほとんど価値がないことが明るみに出て、百億元買収事件と呼ばれる不祥事⁽²⁶⁾に発展した。

華潤電力の親会社、華潤集団有限公司は国有資産監督管理委員会直属の中央企業であり、国内企業では20位あたりにランキングされる「特大」国有企業である。上記買収案件の当事者は地方の孫会社にすぎなかったが、2014年4月に中央規律検査委員会は、同案件にかかわる汚職容疑で華潤集団の宋林董事長を調査していると公表した。宋は曾慶紅の腹心として⁽²⁷⁾

(26) 張曉暉「危険的關係——華潤古交併購案還原」、経済観察網、2014年4月26日。

こうした不祥事、紛争、犯罪は、多くの民営企業とその経営者に当たり前のようにつきまとっている。本件の一方の当事者である呂中樓の場合も、国有資産の不当評価を利用した「800億元国有資産流失事件」という有名な噂話がある。「被挙報侵吞国資800億煤老板呂中樓攤上事了」、中国経済網、2013年3月1日。

(27) 劉慎良「華潤電力總裁被立案調查、百億收購案絆倒華潤五高管」、『北京青年

知られており、この事件との繋がりや宋の疑惑が明らかにされたことは、張新明が周永康中央政法委員会書記（本件係争時）とも極めて近い関係にあったことを証明する結果となった。宋に続いて華潤からは10名近い大物幹部が相次いで摘発され、山西省と太原市関係でも党委員会、公安厅、国土資源庁などの幹部が大挙して摘発された。張新明自身も8月に拘束されており、本件に関連した人物ではほかにCが拘束されている。

このように、百億元買収事件で摘発された関係者の大半は、華潤の関係者を除いては、張新明との繋がりを通じて、本件にもかかわりがあると噂されている者たちである。百億元買収事件も本件裁判と同じく、周永康が中央政法委員会書記を務めていた時期の出来事であり、前者の摘発と奚曉明副院長の摘発は、周が逮捕された後の出来事である。大局的に見れば、これらの摘発はいずれも周永康事件の事後処理の一環として位置付けられるものであるが、個別の事件が有する法的問題は広い分野に及び、かつ多様である。しかもこの両事件にかかわってとりわけ特徴的なのは、いずれも表面的にはビジネスの問題であるにもかかわらず、その背後では政治権力がしのぎを削っており、それらの橋渡しをするように公安関係者が暗躍していることである。

百億元買収事件で山西省と太原市の公安幹部が少なからず摘発されたことは、本件判決に重要な影響を及ぼしたAの犯罪にかかわる太原市公安局の供述調書のうち、呂中樓側の主張に沿う部分が全面的に否定された問題で、法院の判断に対する疑義に現実的な根拠を提供するものとなった、と指摘せざるをえない。

おわりに

奚曉明副院長が中央規律検査委員会の調査を受けていることが報じられた直後、香港で刊行されている著名な情報誌『争鳴』の8月号は、王勝

俊前最高人民法院院長（2008～2013年）が同委員会に「自首」した、とする内容の記事を掲載した。奚副院長の調査を知った王院長は、自分の違法行為もかならず露見すると観念し、みずから自白する書面を作成して持参した、というのである。⁽²⁸⁾ このニュースは瞬時にネット上で拡散されたが、その後、これを実証するような報道はなく、現在のところ、ただの噂話の域を出ていない。しかし問題なのは、奚副院長の調査報道を待っていたかのように、こうした情報がまことしやかに流される、という状況そのものである。

中国では2000年頃から司法腐敗の問題が深刻化し、冤罪やおかしな裁判事例が頻出するようになったが、ひとつのきっかけを作ったのは〔打黒〕闘争であった。〔打黒〕とは〔黒社会〕と呼ばれる経済犯罪組織を対象とする犯罪撲滅闘争を意味したが、〔黒社会〕の特徴は民間企業が官界と結びついて違法な経済活動により利益を得ていることであった。〔黒社会〕に結びついた官の側を〔保護傘〕と呼ぶが、この〔保護傘〕には利権を支配する官僚のみならず、公安、検察、法院もこぞって参加している。〔保護傘〕が権力を確保しているあいだ、彼らは〔黒社会〕と呼ばれることはないが、〔保護傘〕が権力を失ったとたんに彼らは〔黒社会〕の烙印を押され、〔保護傘〕とともに犯罪者となるのである。

周永康が中央政法委員会書記を担当していた5年間に、同委員会の主要メンバーだった王院長、曹建明最高人民検察院検察長、孟建柱公安部部長のうち、疑惑報道と無縁だったのは孟部長だけである。曹検察長も最終的には疑惑が否定されたものの、一時は調査対象とされた。また周の右腕とも言われた周本順同委員会秘書長は、2015年に党の処分を受け、収賄容疑で司法機関に移送された。同委員会委員で公安部副部長兼610弁公室主任だった李東生は、2015年に収賄罪で起訴され、懲役15年の判決を受けた。これらの事実は司法機関のトップに位置する中央政法委員会そのものが、

(28) 王前院長は、院長就任直後の講話があまりにも法的常識を欠いていると批判され、以後「大法盲」と仇名された。

腐敗の中核にどっぷりとはまっていたことを示している。

2016年1月の中央政法工作会議で孟建柱中央政法委員会書記は、周永康、周本順、李東生、奚曉明、馬建の5人を名指して、党と人民に敵対したと批判した⁽³⁰⁾。奚副院長の具体的な容疑はまだ明らかにされていないが、孟書記のこのような指摘は、彼の容疑がこのグループの犯罪と深い繋がりを持つものであることを示唆したものと思われる。

本件では、その判決の内容と、それを指導したとされる奚曉明副院長の責任が厳しい批判に晒されているが、仮にそれらの批判が指摘するように、実際に奚副院長に主要な責任があったとしても、本件を含む張新明の一連の訴訟では、これにかかわった最高人民法院、山西省、太原市の人民法院の裁判官にも、その責任は広く共有されなければならないはずである。しかし、最高人民法院の判決がそうであるように、これら各人民法院の判決が実際にどのように決定されたかは、詳細に検討されなければならない。言い換えれば、中国の裁判官はみずから担当した訴訟でも、自身の見解と異なる判決を拒絶できない仕組みが存在しているからである。

2015年4月に北京市西城区人民法院が出した、「退職についての要求」という文書がネット上に流布されて、大きな関心を集めた。そこには、住宅の配分や奨学手当、配偶者に対する北京戸籍の取得などについて便宜を受けた裁判官は、5年の法定在職期限⁽³¹⁾をさらに5年間延長する、と記されていた。

2000年頃から全国の法院では、若手の裁判官が数年のうちに続々と退職し、人員配置に歪みが生ずる、「断層」と呼ばれる現象が深刻化して⁽³²⁾いた。しかし近年はこれが普遍化し、年齢を問わず、毎年大量の裁判官が離

(29) 元国家安全全部副部長。

(30) 「孟建柱在中央政法工作會議報告十大“金句”」、『中国日報』2016年1月24日。

(31) 2008年7月16日に中央組織部と人力資源・社会保障部が公布した「新録用公務員任職定級規定」は、新規採用された公務員の最短勤務期間を5年と定めている。

(32) 「最高法要求完善用人制度解決基層法官“断層”問題」、新華社、2006年2月23日。

職するようになってきている。北京市の法院にはおよそ4,000人余りの裁判官が在籍しているが、2014年までの5年間に500人以上が中途退職したとい⁽³³⁾う。上の西城区の「要求」は、裁判官の引き留め策にほかならないのだが、違反したときには懲戒解雇などの処分があり、その場合は公務員や弁護士への転職ができなくなる、という厳しい内容が注目されたのである。裏を返せば、それほどに法院の人材確保は危機的な状況なのである。

裁判官流失現象は、このような中途退職にとどまらず、志望者の減少にも表れている。『南方週末』の調査によれば、2015年には少なくとも8つの省で、裁判官の志望者がいないか少なすぎたため、選考試験が中止になった基層法院があつたとい⁽³⁴⁾う。

その原因については、訴訟件数の増加に裁判官の増加が追いつかず、負担が過重になっていることなどが指摘されているが、大卒者の全体的な就職難という状況を考慮すれば、過重負担が主要な原因であるとは考えにくい。この現象が「断層」と呼ばれる状況から始まっている点に着目すれば、むしろ働きにくさという職場環境の方が重要な要素であるように思われる。今や中国の裁判官は、法律知識だけでは務まらない、複雑でリスクの高い職業なのである。

【追記】

2017年2月16日に新華社などが伝えたところによれば、同日、天津市第2中級人民法院は奚曉明副院長の収賄事件について、1996年から2015年までの在職期間中における総額1億元余りの収賄を認め、無期懲役、終身の政治的権利剥奪、すべての個人財産の没収という判決を下した。

奚副院長は罪を悔い、控訴しない意向を表明したという。

本文の事件に関連して、張新明から奚副院長には3,000万元の贈賄があつたとする情報も流されているが、判決が認定した事実かは確認できない。

(33) 「北京法院5年500余人辭職、压力大待遇低系主因」、人民網、中国經濟週刊、2015年5月26日。

(34) 「法官荒、法院慌：事情正在起变化」、『南方週末』、2015年4月17日。